

○日田市地域生活支援事業実施要綱（抜粋）

平成18年10月1日
告示第263号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 日田市障害者相談支援事業（第4条—第13条）
- 第3章 日田市障害者基幹相談支援センター等機能強化事業（第14条—第17条）
- 第4章 日田市福祉ホーム運営費助成事業（第18条—第23条）
- 第5章 日田市成年後見制度利用支援事業（第24条—第30条）
- 第6章 日田市障害者意思疎通支援事業（第31条—第41条）
- 第7章 日田市障害者日常生活用具給付等事業（第42条—第53条）
- 第8章 日田市障害者外出サポート事業（第54条—第61条）
- 第9章 日田市地域活動センター機能強化事業（第62条—第71条）
- 第10章 日田市障害者日中一時支援事業（第72条—第79条）
- 第11章 日田市障害者生活サポート事業（第80条—第87条）
- 第12章 日田市障害者訪問入浴サービス事業（第88条—第95条）
- 第13章 日田市更生訓練費給付事業（第96条—第102条）
- 第14章 日田市社会参加促進事業
 - 第1節 目的（第103条）
 - 第2節 精神障害者相談員設置事業（第104条—第111条）
 - 第3節 スポーツ・レクリエーション教室開催事業（第112条・第113条）
 - 第4節 点字・声の広報等発行事業（第114条・第115条）
 - 第5節 奉仕員養成事業（第116条・第117条）
 - 第6節 日田市身体障害者自動車運転免許取得助成事業（第118条—第124条）
 - 第7節 日田市身体障害者用自動車改造費助成事業（第125条—第131条）
 - 第8節 日田市重度障害者移動支援事業（第132条—第142条）
- 第15章 削除
- 第16章 日田市障害児長期休暇生活サポート事業（第151条—第157条）
- 第17章 日田市自発的活動支援事業（第158条—第163条）
- 第18章 日田市巡回支援専門員整備事業（第164条—第173条）
- 第19章 委任（第174条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による地域生活支援事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（平25告示54・一部改正）

（用語）

第1条の2 この要綱において使用する用語は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（平20告示316・追加、平25告示54・一部改正）

（事業内容）

第2条 日田市地域生活支援事業（以下この章において「支援事業」という。）の内容は、障害

者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な次に掲げる事業とする。

- (1) 日田市障害者相談支援事業
 - (2) 日田市成年後見制度利用支援事業
 - (3) 日田市障害者基幹相談支援センター等機能強化事業
 - (4) 日田市福祉ホーム運営費助成事業
 - (5) 日田市障害者意思疎通支援事業
 - (6) 日田市障害者日常生活用具給付等事業
 - (7) 日田市障害者外出サポート事業
 - (8) 日田市地域活動センター機能強化事業
 - (9) 日田市障害者日中一時支援事業
 - (10) 日田市障害者生活サポート事業
 - (11) 日田市障害者訪問入浴サービス事業
 - (12) 日田市更生訓練費給付事業
 - (13) 日田市社会参加促進事業
 - ア 精神障害者相談員設置事業
 - イ スポーツ・レクリエーション教室開催事業
 - ウ 点字・声の広報等発行事業
 - エ 奉仕員養成事業
 - オ 日田市身体障害者自動車運転免許取得助成事業
 - カ 日田市身体障害者用自動車改造費助成事業
 - キ 日田市重度障害者移動支援事業
 - (14) 日田市障害児長期休暇生活サポート事業
 - (15) 日田市自発的活動支援事業
 - (16) 日田市巡回支援専門員整備事業
- (平19告示222・平20告示454・平25告示54・平28告示120・一部改正)

(地域生活支援事業給付費)

第2条の2 市長は、支援事業の支給決定を受けた障害者等（以下「利用決定障害者」という。）が当該利用決定の期間内において、前条に掲げる支援事業のうち次条第2項各号に掲げる事業に係るサービス（以下「費用支給サービス」という。）を受けたときは、当該利用決定障害者に対し費用支給サービスに要した費用について、地域生活支援事業給付費を支給する。

2 地域生活支援事業給付費の額は、費用支給サービスの種類ごとに別に定める基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平20告示316・追加)

(高額地域生活支援給付費)

第2条の3 利用決定障害者が、同一の月に受けた費用支給サービスに要した費用の合計額から、前条第2項の規定により算定した当該同一の月における地域生活支援事業給付費の合計額を控除して得た額が、法、政令及び省令の規定による額を超えるときは、当該支給決定者に対し、高額地域生活支援給付費を支給する。

2 前項の規定による費用の支給の対象となる費用支給サービスは、次に掲げる事業とする。

- (1) 日田市障害者外出サポート事業
 - (2) 日田市障害者訪問入浴サービス事業
 - (3) 日田市障害者生活サポート事業
 - (4) 日田市障害者日中一時支援事業
- (平20告示316・平28告示120・一部改正)

(高額地域生活支援給付費の代理受領)

第2条の4 利用決定障害者が、指定障害福祉サービス事業者から費用支給サービスを受けたときは、市長は当該利用決定者が当該指定障害福祉サービス事業者に支払うべき当該費用支給サービスに要した費用について、第2条の2第1項の規定により当該利用決定障害者に支給すべき額の限度において、当該指定障害福祉サービス事業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、利用決定障害者に対し、第2条の2第1項の規定に

よる支給があったものとみなす。

(平20告示316・追加)

(費用の請求)

第2条の5 指定障害福祉サービス事業者は、前条第1項の規定による支払を受けようとするときは、費用支給サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し一括して請求するものとする。

(平20告示316・追加)

(対象者)

第3条 支援事業を利用できる者は、日田市に居住地を有する次の各号のいずれかに該当する障害者等であって、各事業の要件を満たすものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（前号の知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）
 - (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの
 - (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児
- 2 前項に規定するもののほか、同項各号のいずれかに該当する者で、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が市内であるものは、支援事業の対象とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、支援事業の対象としない。

(平25告示54・一部改正)

第8節 日田市重度障害者移動支援事業

(事業内容)

第132条 日田市重度障害者移動支援事業（以下この節において「事業」という。）の内容は、重度障害者に対し、タクシー、介護タクシー又は特定非営利活動法人（以下この節において「NPO法人」という。）の福祉有償運送車両（以下この節において「タクシー等」という。）による移動支援を実施する。

(対象者)

第133条 移動サービスを利用できる者（以下この節において「利用対象者」という。）は、日田市に住所を有する在宅の重度障害者とする。

- 2 この事業において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級に該当する障害を有するもの
 - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度を「A」と判定されたもの
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級に該当する障害を有するもの
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条の規定による認定を受けている者で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める1級に該当する障害を有するもの
- 3 この事業における「保護者」とは、親権を行う者等で、現に重度障害者を監護している者のうち主にその生計を維持しているものをいう。

(事業の委託)

第134条 市長は、タクシー事業者、介護タクシー事業者又はNPO法人（以下この節において「事業者等」という。）にタクシー等による重度障害者の移動支援事業（以下この節において「移動サービス」という。）を委託することができる。

（委託料）

第135条 この事業を委託した場合の第132条に定める移動サービス事業の委託基準は、利用対象者が利用券を使用した場合のタクシー等の初乗り料金相当額を委託料とする。

（運行区域）

第136条 移動サービスの運行区域は、日田市内とし、原則として毎日運行するものとする。

（申請及び決定）

第137条 利用対象者のうち移動サービスの利用を希望する者は、事前に日田市重度障害者移動支援事業（福祉タクシー利用券）交付申請書（様式第17号）を福祉事務所に提出しなければならない。

2 福祉事務局長は、前項に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、その旨を日田市重度障害者移動支援事業（福祉タクシー利用券）交付決定（却下）通知書（様式第18号）により当該申請者に通知し、利用券を支給するものとする。

3 前項に規定する場合において、利用対象者が前年度に同項の規定により利用券の支給を受けた場合で、当該年度の利用券を支給する日において、当該者の利用資格に異動がないと福祉事務局長が認めるときは、第1項の申請書の提出があったものとみなして、前項の規定を適用する。

4 利用券は、1か月につき2枚の割合で支給するものとする。

5 利用券は、支給された者のみがこれを使用することができる。

6 福祉事務局長は、利用対象者への利用券の支給枚数を明らかにするため、台帳を備え置かなければならない。

（平28告示120・追加・一部改正）

（利用の制限）

第138条 重度障害者で、その者（障害児にあつては、その者の保護者）の前年（1月1日から6月30日の間にあつては、前々年）の所得が、国民年金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するとされた旧国民年金法（昭和34年法律第141号）第79条の2第5項において準用する第66条第1項、第2項及び第5項に定める額を超えるときは、翌年の7月31日までは移動サービスを利用することができない。

（平28告示120・一部改正）

（利用資格の認定）

第139条 利用対象者の資格は、第133条第2項各号に規定するそれぞれの手帳等により、福祉事務局長が認定する。

2 移動サービスの利用を希望する者は、前項の規定による認定に必要な該当する者の所得証明書を福祉事務局長に提出しなければならない。ただし、税務資料調査に係る同意書を提出し、福祉事務局長において所得状況が確認できるものは、この限りでない。

（費用の負担）

第140条 第134条の規定により市長から委託を受けた事業者等は、移動サービスの利用料金（以下この条において「利用料」という。）として1回につき障害者割引後の初乗り料金を控除した額を利用者に請求することができる。

2 利用者は、1人が1回の移動サービスを利用するごとに、1枚の利用券を運転者に渡すとともに、利用料を支払わなければならない。

3 利用者は、2人以上の利用者が1台の車両で移動サービスを利用するときは、それぞれ1枚の利用券を運転員に渡さなければならない。この場合において利用料は人数にかかわらず、合計で第1項に定める利用料とする。

4 利用者は、運転員から第133条第2項各号に掲げる手帳等の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

5 移動サービスの利用にあたっては、その者の介護をする者1人が無料で同乗することができる。

6 前項に規定する介護者及び小学生以下の児童以外の者が同乗する場合は、移動サービスを利用することができない。

(利用券の返納)

第141条 偽りその他不正の行為により移動サービスを受けた者は、利用資格を失うものとし、直ちに利用券を返納しなければならない。

2 利用券の支給を受けた者が死亡、転出、施設入所等の理由により利用資格を喪失した場合、未使用の利用券は返納しなければならない。

(利用券の譲渡等の禁止)

第142条 利用券の支給を受けた者は、利用券を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。